

**富士五湖自然首都圏フォーラムMICE受入環境
整備費補助金**

【 募集案内 】

応 募 期 間

令和7年10月16日（木）～10月31日（金）

応募書類提出先・お問い合わせ先

山梨県新価値・地域創造推進推進局

国際戦略・自然首都圏推進課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

電 話：055-223-1387

FAX：055-223-1320

I 補助対象事業の概要

1 補助事業の趣旨（交付要綱第1条）

「富士五湖自然首都圏フォーラム」（以下「フォーラム」という。）へ参画する団体が、富士五湖地域に所在する文化施設等においてMICEの受入環境の機能強化を図り、これをユニークベニューとして活用するために行う整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

2 補助対象事業者（交付要綱第3条）

本補助金の対象者は、富士五湖自然首都圏フォーラムへ参画する団体とする。

3 補助対象事業、補助金の補助率、補助限度額（交付要綱第4条）

【別表1】を参照。

4 審査方法（交付要綱第6条、第7条）

- （1）審査は、外部有識者等で構成される審査委員会において、書類審査（必要な場合にはオンライン等審査）により行う。
- （2）審査の結果は、決定後に書面により通知する。
- （3）審査における審査区分と評価項目については、【別表2】を参照。

II 応募手続等

1 応募書類（交付要綱第5条）

- （1）補助金交付申請書（交付要綱様式第1）
- （2）補助事業計画書（交付要綱様式第1－1）

<留意事項>

- ・様式は、国際戦略・自然首都圏推進課のホームページからダウンロードすること。
- ・添付書類として、次の書類を提出すること。
団体の定款(写)、会社案内、誓約書（暴力団等でないことを誓約する書類）なお、会社（組合や自治体、連携体を除く）については、次の書類も提出すること。
- ・直近2期分の貸借対照表及び損益計算書
- ・提出された書類は、返却しないので、必要に応じて控えを取っておくこと。

2 提出部数

2部（正本1部、副本1部）、及び電子ファイル（PDF）

3 応募受付期間

令和7年10月16日（木）～10月31日（金）17時まで

<留意事項>

- ・書類は、令和7年10月31日（金）17時までに必着（郵送または持参）
- ・電子ファイルは、別途指定する期日及びアドレスに送付すること。
- ・応募期間中、事前の相談や提出書類の確認を行うので、表紙またはⅡ5にある「応

募書類提出先・お問い合わせ先」に、必ず提出前に連絡すること。

4 注意事項

- (1) 補助事業完了後に提出する補助事業実績報告書（交付要綱様式第5号）では、補助事業計画書（交付要綱様式第1-1）の「1（2）～（4）」の欄に記入した内容に基づき、補助事業の成果を具体的に記入すること。
- (2) 補助事業が採択された場合には、事業内容をマスメディア等に情報提供する場合がある。

5 応募書類提出先及びお問い合わせ先

山梨県新価値・地域創造推進推進局 国際戦略・自然首都圏推進課
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館2階
電 話：055-223-1387 FAX：055-223-1320

【別表 1】

補助対象事業	補助対象事業者が特定文化施設等においてM I C E施設受入環境機能強化を目的に実施する以下の事業 1. 防音機能の強化に向けた事業 (1) 指向性スピーカーの設置 (2) 防音設備（防音壁等）の設置 2. 会場設備機能の強化に向けた事業 (1) 電源設備の設置 (2) 照明設備（屋外照明等）の設置 (3) 給排水設備（簡易厨房等）の設置 (4) 暗幕／パーティションの設置 (5) 音響設備（ミキサー・アンプ・スピーカー等）の設置 (6) 映像設備（LEDディスプレイ・プロジェクター・スクリーン等）の設置 (7) 施設及び展示物等の保護を目的とした設備の設置 (8) 机及び椅子の整備 (9) 同時通訳システムの設置 3. その他機能の強化に向けた事業 (1) 施設利用案内冊子／ウェブサイト等の多言語化 (2) 無線LANの設置 (3) オンライン会等開催に必要な機材、ネットワーク環境の整備 (4) 備品・機材等の保管設備 4. その他、知事がM I C E施設受入環境整備のために必要と認める事業
補助対象経費	上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるもの。 需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料、工事請負費、備品購入費、その他知事が必要と認める経費
対象外経費	・ 本事業の支援対象案件として交付決定を受ける前の経費 ・ 経常的な経費（施設設備の維持管理費、光熱水費、恒常的な人件費、事務的経費等） ・ 事業目的に照らして直接関係しない経費や助成金の交付に関して適切ではない経費 ・ 他の助成金等の助成制度の対象となった経費
補助率	・ 10分の10以内

補助対象経費全般にわたる留意事項

補助対象となる経費は、本事業に使用したものとして区分ができ、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

【別表 2】

審査区分	評価項目
事業の対象となる特定文化施設等の概要	(施設の個性と他施設にない強み) 施設に、会議、イベント等の開催に際し富士五湖地域の個性及び特色を演出することができる価値があると認められ、他施設にはない本事業における強みがあるか。
補助対象事業の目的・目標とその課題	(事業目的・目標の的確性) これまでの取り組みを踏まえ、ありたい姿と本整備を行う意義が説明できているか。 (課題の認識と解決方法) 本事業の目標を実現するうえでの課題を認識し、解決するための整備であることが明確に記載されているか。
実施内容	(実施内容・規模の妥当性) 補助対象事業（交付要綱第4条）に関する事業か。 本事業を実施することで、MICE施設としての受入環境を強化することが認められる内容となっているか。 全体のプランニングが詰められているか。 他施設との差別化を分かりやすく打ち出す方策が検討されているか。
実施体制	(実施体制・手段の実効性) 実施内容を実現できる計画・体制を有するか
事業実施による効果	(事業の継続性) 施設整備後の維持管理体制が整っているか。 (MICE施設としての有用性) 本事業実施により、MICE施設としての活用が期待できる施設となるか。
その他	その他当事業で評価できる項目があるか。